算式Ⅷ

$$\frac{\sum_{n=17}^{17}(B_n \times C_n)}{750\text{円}\times A}$$

算式Ⅷの符号

A　測定単位の数値

B_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等（住宅建設事業及び宅地開発事業に関連する公共施設の整備に関する事業で一般単独（一般）事業債の対象とされたものをいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{17} = 0.011$

算式Ⅸ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n) + \sum_{n=23}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令元}^{令6}(F_n \times G_n)}{750\text{円}\times A}$$

算式Ⅸの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災市街地復興特別事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額に相当する額

$C_{17} = 0.048$

$C_{18} = 0.043$

$C_{19} = 0.043$

$C_{20} = 0.04586$

$C_{21} = 0.04734$

$C_{22} = 0.04586$

D_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額

$E_{23} = 0.04385$

$E_{24} = 0.04434$

$E_{25} = 0.04500$

$E_{26} = 0.04658$

$E_{27} = 0.042$

算式Ⅷ

$$\frac{\sum_{n=16}^{17}(B_n \times C_n)}{553\text{円}\times A}$$

算式Ⅷの符号

A　測定単位の数値

B_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等（住宅建設事業及び宅地開発事業に関連する公共施設の整備に関する事業で一般単独（一般）事業債の対象とされたものをいう。以下この表において同じ。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債の額に相当する額

$C_{16} = 0.012$

$C_{17} = 0.011$

算式Ⅸ

$$\frac{\sum_{n=16}^{22}(B_n \times C_n) + \sum_{n=23}^{令5}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令元}^{令5}(F_n \times G_n)}{553\text{円}\times A}$$

算式Ⅸの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災市街地復興特別事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち一般公共事業債の額に相当する額

$C_{16} = 0.052$

$C_{17} = 0.049$

$C_{18} = 0.043$

$C_{19} = 0.043$

$C_{20} = 0.04590$

$C_{21} = 0.04736$

$C_{22} = 0.04590$

D_n　被災市街地復興特別事業（街路事業分を除く。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等債の額に相当する額

$E_{23} = 0.04390$

$E_{24} = 0.04450$

$E_{25} = 0.04522$

$E_{26} = 0.044$

$E_{27} = 0.042$